証券コード2329
平成28年6月13日

株　主　各　位

東京都港区赤坂四丁目8番10号
株式会社 東北新社
代表取締役社長　植　村　　徹

第54回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　このたびの熊本地震により、被災されました皆様に心からお見舞い申しあげますとともに、一日も早い復興をお祈り申しあげます。
　さて、当社第54回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席お差支えの場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後6時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

1. 日　　時　平成28年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場　　所　東京都港区元赤坂二丁目2番23号
明治記念館　1階　曙の間
（末尾記載の地図をご参照ください）

3. 目的事項
報告事項
1.　第54期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2.　第54期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第1号議案　剰余金処分の件
第2号議案　定款一部変更の件
第3号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件
第4号議案　監査等委員である取締役4名選任の件
第5号議案　補欠の監査等委員である取締役2名選任の件
第6号議案　退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
第7号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額設定の件
第8号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.tfc.co.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

1．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業業績が堅調に推移し、雇用環境も改善傾向にあるなど緩やかな回復基調が続きましたが、年明け以降、円高や株価が下落するなど不透明感が強まっております。

このような経営環境の中、当社グループは、昨年10月に株式会社スター・チャンネルを連結子会社化するなど事業体制の強化に取り組み、また映像プロパティ投資の実施により、引き続き次期安定成長の基盤づくりに取り組んでまいりました。その結果、当連結会計年度の業績は、売上高59,933百万円（前期比3.2％増）、営業利益4,019百万円（前期比25.6％減）、経常利益4,481百万円（前期比20.7％減）、親会社株主に帰属する当期純利益2,781百万円（前期比19.0％減）となりました。

各事業の業績は次のとおりであります。

① 広告プロダクション

広告プロダクションの売上高は、前期に比べ1.6％減の25,562百万円となり、営業利益は前期に比べ17.2％減の2,379百万円となりました。ＣＭ制作部門において、下半期には受注及び利益率ともに好転しましたが、上半期の受注減少及び利益率低下の影響により、累計では減収減益となりました。

② コンテンツプロダクション

コンテンツプロダクションの売上高は、前期に比べ3.5％増の15,857百万円となり、営業利益は前期に比べ19.2％減の1,902百万円となりました。日本語版制作部門では新規顧客からの受注もあり増収増益となりましたが、デジタルプロダクション部門でＣＭ関連の売上減少の影響を受け減収減益となったことから、全体としては増収減益となりました。

③ メディア

メディアの売上高は、前期に比べ12.0％増の11,543百万円となり、営業利益は前期に比べ2.7％減の1,420百万円となりました。番組販売やチャンネルからの業務委託等の事業は堅調に推移しましたが、株式会社スター・チャンネルを連結子会社化したことにより売上高が増加しました。

④　プロパティ

プロパティの売上高は、前期に比べ13.1％増の9,836百万円となり、営業損失は1,097百万円（前期は1,070百万円の損失）となりました。『牙狼＜ＧＡＲＯ＞』関連案件や『映画 ひつじのショーン～バック・トゥ・ザ・ホーム～』、『サンダーバード ARE GO』等が寄与し業績は好調に推移しましたが、長編劇場版『THE NEXT GENERATION パトレイバー 首都決戦』の償却負担のため、増収となったものの、営業損失はほぼ前年並みとなりました。

⑤　物販

物販の売上高は、前期に比べ3.8％増の6,780百万円となり、営業損失は103百万円（前期は62百万円の損失）となりました。スーパーマーケットが、新規出店もあり増収となりましたが、出店に関する初期費用等のため、営業損失は拡大しました。

（注）　上記各事業の売上高は、事業間の内部売上高を含んだ金額を記載しております。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資は、総額632百万円であり、各事業の主要な設備投資は次のとおりであります。

①　コンテンツプロダクション

設備投資額は347百万円であり、その主なものは株式会社オムニバス・ジャパンの編集用設備等の取得費用252百万円であります。

②　物販

設備投資額は143百万円であり、その主なものはナショナル麻布スーパーマーケット広尾店開店に伴う取得費用79百万円であります。

なお、当連結会計年度における重要な設備の除却又は売却はありません。

（注）1.　設備投資の金額には、無形固定資産への投資に係る金額を含めております。
2.　上記各事業の設備投資額は、事業間の内部取引高を含んだ金額を記載しております。

(3) 資金調達の状況

当社は、当連結会計年度末において借入金をほぼ完済し、財務体質の健全化を達成しました。大手銀行3行との間では、シンジケーション方式による貸付極度額20,000百万円のコミットメント契約を締結しており、将来の資金需要に備えております。なお、当連結会計年度末において当該契約に基づく実行残高はありません。

(4) 対処すべき課題

当社を取り巻く事業環境は、テレビ広告市場の成熟化の進展とメディア環境の多様化により、引き続き大きな変革期を迎えております。当社グループはこうした変化に対応すべく、事業体制を革新し、新たなチャレンジにより、今後の事業拡大を目指した基盤づくりを行ってまいります。

広告プロダクションにおいては、市場内での競争が激化し、制作プロダクションとして一層の競争力強化が求められております。既に本年4月からグループCM制作部門の組織再編を開始しており、経営トップと直結したフラットな組織と若手登用により、機動的で迅速な意思決定につながるよう体制を整備しました。今後、顧客対応力を一層高め、成熟市場でのシェア奪還を図り、事業を拡大してまいります。

メディアの領域では、ネットでの映像配信サービスが台頭しております。当社は、今後拡大が見込まれるネット領域への先行投資を今期から本格的に開始し、将来の展開に備えてまいります。ここ数年伸び悩んでいた従来型の放送サービスに加え、スマートフォンやタブレットなど新しいデバイスでの視聴を可能にし、また、ビデオオンデマンドを含めた複合的な商品を提供することによって、新たな形態の映像市場の獲得を狙ってまいります。

特に、連結子会社化した株式会社スター・チャンネルについては「映画ファンに向けたプレミアム・サービス」として、独占作品の強化や会員サービスの充実などの施策を実施してまいります。本年秋に予定しているサービスのリニューアルに向けて先行投資を行い、当社グループのフラッグシップチャンネルを再成長軌道に乗せてまいります。

また、コンテンツプロダクション、プロパティ及び物販においても、当社グループの独自性を活かし、更なる成長を図ってまいります。

当社グループは、これらの課題に着実に対応すべく、人材の育成にも注力してまいります。こうした取り組みによって、総合映像プロダクションとしての成長を目指すとともに、法令遵守、内部統制、個人情報保護及び情報セキュリティ体制の強化に努め、企業価値の向上を図ってまいります。株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

項目	第51期 平成25年3月期	第52期 平成26年3月期	第53期 平成27年3月期	第54期 (当連結会計年度) 平成28年3月期
売上高	百万円 59,886	百万円 61,159	百万円 58,098	百万円 59,933
経常利益	百万円 6,901	百万円 6,752	百万円 5,653	百万円 4,481
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円 3,313	百万円 3,189	百万円 3,433	百万円 2,781
1株当たり当期純利益	円 銭 73 72	円 銭 70 96	円 銭 76 38	円 銭 61 88
総資産	百万円 99,356	百万円 92,651	百万円 96,020	百万円 94,663
純資産	百万円 58,567	百万円 62,086	百万円 67,107	百万円 68,880
1株当たり純資産額	円 銭 1,290 03	円 銭 1,369 24	円 銭 1,482 31	円 銭 1,516 82

② 当社の財産及び損益の状況

項目	第51期 平成25年3月期	第52期 平成26年3月期	第53期 平成27年3月期	第54期 (当事業年度) 平成28年3月期
売上高	百万円 39,352	百万円 41,113	百万円 38,756	百万円 40,235
経常利益	百万円 6,063	百万円 6,138	百万円 4,557	百万円 4,626
当期純利益	百万円 3,412	百万円 3,498	百万円 2,989	百万円 3,296
1株当たり当期純利益	円 銭 75 92	円 銭 77 82	円 銭 66 51	円 銭 73 34
総資産	百万円 79,486	百万円 72,526	百万円 74,884	百万円 71,218
純資産	百万円 41,909	百万円 44,805	百万円 48,688	百万円 51,045
1株当たり純資産額	円 銭 932 38	円 銭 996 81	円 銭 1,083 21	円 銭 1,135 64

(6) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

① 広告プロダクション……ＣＭ制作、セールスプロモーション

② コンテンツプロダクション……デジタルプロダクション業務、映画・番組制作、日本語版制作、映像学校の運営、ＣＭ制作の海外におけるコーディネート

③ メ　デ　ィ　ア……ＣＳ・ＢＳチャンネルの運営、番組調達・編成、放送関連業務の受託

④ プ　ロ　パ　テ　ィ……映像コンテンツの共同企画・製作、版権事業、劇場配給、テレビ配給

⑤ 物　　販……スーパーマーケットの運営、映像用メディアの販売、インテリア商品の仕入・販売、酒造・酒販事業

(7) 重要な子会社及び企業結合等の状況

① 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
株式会社オムニバス・ジャパン	10	100.0	デジタルプロダクション業務
株式会社二番工房	51	100.0	ＣＭ制作
株式会社ソーダコミュニケーションズ	91	97.0 (100.0)	ＣＭ制作
株式会社ティーエフシープラス	10	100.0	映像制作への技術提供
株式会社東北新社クリエイツ	10	100.0	映画・番組制作
株式会社ホワイトボックス	51	50.0 (60.0)	販売促進物の制作及びイベント・展示会等の設計・施工等
株式会社スター・チャンネル	1,000	60.0	ＢＳチャンネルの運営
株式会社ファミリー劇場	252	18.8 (51.3)	ＣＳチャンネルの運営
株式会社プレイボーイ・チャンネル・ジャパン	120	80.1	ＣＳチャンネルの運営
株式会社囲碁将棋チャンネル	88	80.1	ＣＳチャンネルの運営
株式会社ザ・シネマ	40	90.0	ＣＳチャンネルの運営
株式会社オフィスＰＡＣ	10	0.0 (100.0)	声優のマネジメント業務
ナショナル物産株式会社	64	100.0	スーパーマーケットの運営及び映像用メディアの販売等
株式会社木村酒造	50	0.0 (100.0)	酒造・酒販事業

（注）（　）内は子会社の議決権を含めた比率であります。

② 重要な企業結合等の状況

上記の重要な子会社を含め当期末の連結子会社は18社、持分法適用の非連結子会社は1社、持分法適用の関連会社は6社となっております。

なお、当期の企業結合の成果は「1.企業集団の現況に関する事項（1）事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(8) 主要な事業所（平成28年3月31日現在）

① 当　　社

本　　社　東京都港区赤坂四丁目8番10号

事 業 所　赤　　坂：東京都港区赤坂
　　麻　　布：東京都港区三田
　　等 々 力：東京都世田谷区等々力

② 子 会 社

株式会社オムニバス・ジャパン	：東京都港区赤坂
株式会社二番工房	：東京都中央区銀座
株式会社ソーダコミュニケーションズ	：東京都中央区銀座
株式会社ティーエフシープラス	：東京都港区赤坂
株式会社東北新社クリエイツ	：東京都港区赤坂
株式会社ホワイトボックス	：東京都港区赤坂
株式会社スター・チャンネル	：東京都港区虎ノ門
株式会社ファミリー劇場	：東京都港区赤坂
株式会社プレイボーイ・チャンネル・ジャパン	：東京都港区赤坂
株式会社囲碁将棋チャンネル	：東京都千代田区五番町
株式会社ザ・シネマ	：東京都港区赤坂
株式会社オフィスＰＡＣ	：東京都港区赤坂
ナショナル物産株式会社	：東京都港区南麻布
株式会社木村酒造	：秋田県湯沢市田町
CENTE SERVICE CORPORATION	：米国カリフォルニア州ロサンゼルス市

(9) 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前期末比増減
	名	名
広告プロダクション	471（ 10）	39
コンテンツプロダクション	566（ 33）	8
メディア	225（ 12）	55
プロパティ	40（ 2）	4
物販	179（ 114）	5
全社（共通）	101（ 10）	0
合　　計	1,582（ 181）	111

（注）1. 従業員数は就業人員（当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外からの受入出向者を含む）でありますが、1年以内の雇用契約を結んだ社員（定期社員）367名を内数で記載しております。臨時雇用者数（アルバイト、人材派遣会社からの派遣社員を含む）は、年間の平均雇用人員を（ ）内に外数で記載しております。

2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
名	名	歳	年
808（ 39）	44	39.7	12.0

（注）従業員数は就業人員（出向者を除き、受入出向者を含む）でありますが、1年以内の雇用契約を結んだ社員（定期社員）187名を内数で記載しております。臨時雇用者数（アルバイト、人材派遣会社からの派遣社員を含む）は、年間の平均雇用人員を（ ）内に外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

借　入　先	借　入　額
	百万円
株式会社東京都民銀行	1,000
株式会社三菱東京UFJ銀行	510
株式会社北都銀行	210

2. 会社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

（1）発行可能株式総数　73,116,000株

（2）発行済株式の総数　46,735,334株

（3）株主数　3,441名

（4）大株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
植村 徹	8,667	19.3
植村 伴次郎	7,917	17.6
植村 綾	4,741	10.5
二宮 五月	4,726	10.5
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	2,068	4.6
植村 久子	1,799	4.0
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	1,165	2.6
東北新社従業員持株会	1,026	2.3
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	905	2.0
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	892	2.0

（注）1. 当社は、自己株式を1,786,779株保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成28年3月31日現在）

氏　　名	地　　位	担　　当　　等
植　村　　徹	代表取締役社長	
二　宮　清　隆	代表取締役副社長	
中　島　信　也	取締役	チーフ・クリエイティブ・オフィサー 兼 Suudonn担当 兼 CM統括本部 スーパーバイザー
山　村　　哲	取締役	社長補佐 兼 広報室担当 兼 人材開発室担当
土　藤　敏　治	取締役	グループ経営管理担当 兼 情報システム部担当
岡　本　光　正	取締役	社長補佐 兼 映像テクノアカデミア担当
嶋　元　勧　治	取締役	CM事業担当
小　坂　恵　一	取締役	
小　野　直　路	取締役	
吉　田　雅　之	常勤監査役	
渡　辺　繁　和	常勤監査役	
上　田　正　人	監査役	
宮　永　軌　雄	監査役	

（注）1. 取締役小野直路氏は、社外取締役であります。
2. 監査役上田正人氏及び監査役宮永軌雄氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役小野直路氏、監査役上田正人氏及び監査役宮永軌雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 常勤監査役吉田雅之氏は、銀行勤務における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 常勤監査役渡辺繁和氏は、当社の財務・経理部門に平成15年7月から平成25年6月まで在籍し、通算10年にわたり決算手続並びに財務諸表等の作成に従事しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 当事業年度中の取締役の異動

① 退任

氏　　名	退　任　日	地　　位
林　田　　洋	平成27年6月26日	取締役会長

② 就任

氏　　名	就　任　日	地　　位
嶋　元　勧　治	平成27年6月26日	取締役
小　坂　恵　一	平成27年6月26日	取締役
小　野　直　路	平成27年6月26日	取締役

(3) 当事業年度末日後における取締役の担当等の変更

平成28年4月1日付

氏　　名	地　　位	担　　当　　等
中　島　信　也	取締役	チーフ・クリエイティブ・オフィサー 兼 Suudonn担当
嶋　元　勧　治	取締役	プロダクションサポートセンター長 兼 国際業務室長

(4) 重要な兼職の状況（平成28年3月31日現在）

① 取締役

氏　　名	兼 職 す る 法 人 等	兼 職 の 内 容
植　村　　徹	株式会社オムニバス・ジャパン 株式会社ソーダコミュニケーションズ ナショナル物産株式会社 株式会社スーパーネットワーク	取締役 取締役会長 取締役 代表取締役会長
二　宮　清　隆	株式会社オムニバス・ジャパン 株式会社二番工房 株式会社東北新社クリエイツ	取締役 取締役 取締役
中　島　信　也	株式会社二番工房 株式会社ソーダコミュニケーションズ	取締役 取締役
山　村　　哲	株式会社二番工房	取締役
土　藤　敏　治	株式会社ファミリー劇場 株式会社ザ・シネマ ナショナル物産株式会社 株式会社スーパーネットワーク	監査役 監査役 監査役 監査役
岡　本　光　正	株式会社ファミリー劇場 株式会社囲碁将棋チャンネル 株式会社ザ・シネマ 株式会社スター・チャンネル	取締役 代表取締役社長 取締役 取締役
嶋　元　勧　治	株式会社ソーダコミュニケーションズ	取締役
小　坂　恵　一	株式会社スター・チャンネル 株式会社スーパーネットワーク	代表取締役社長 取締役

② 監査役

氏　　名	兼 職 す る 法 人 等	兼 職 の 内 容
吉　田　雅　之	株式会社東北新社クリエイツ	監査役
渡　辺　繁　和	株式会社オムニバス・ジャパン 株式会社二番工房 株式会社ソーダコミュニケーションズ	監査役 監査役 監査役

(5) 取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	取締役		監査役		計	
	人数	支給額	人数	支給額	人数	支給額
	名	百万円	名	百万円	名	百万円
株主総会決議に基づく報酬等	10	214	4	25	14	239

（注）1. 当事業年度末現在における取締役は9名、監査役は4名であります。
2. 当社取締役のうち1名は社外取締役であり、当社監査役のうち2名は社外監査役であります。上記の報酬等の額のうち、社外取締役に対する報酬等の総額は3百万円であり、社外監査役に対する報酬等の総額は4百万円であります。
3. 取締役の報酬等の限度額は、平成23年6月29日開催の第49回定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。また、監査役の報酬等の限度額は、平成13年6月29日開催の第39回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。
4. 上記のほか、当事業年度中の役員退職慰労引当金繰入額として、取締役10名分44百万円、監査役4名分1百万円を計上しております。当該引当金繰入額のうち、社外取締役に対する総額は1名分0百万円であり、社外監査役に対する総額は2名分0百万円であります。

(6) 社外役員に関する事項

① 事業年度中における主な活動状況

取締役小野直路氏は、平成27年6月26日就任以降に開催された取締役会13回のうち12回に出席しております。同氏は、主に出身分野である放送メディア業界を通じて培った知識及び見地から意見を表明しました。

監査役上田正人氏及び宮永軌雄氏は、当事業年度に開催された取締役会16回及び監査役会15回のすべてに出席しております。両氏は重要な書類の閲覧等を行い、社外監査役として監査の方法その他の監査役の職務執行に関する事項について意見を表明しました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

区　　分	金　　額
当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	百万円 85
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	85

（注）1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
監査役会は、当事業年度の会計監査計画の監査時間や配員計画等の内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の職務の遂行状況の相当性、監査報酬の推移及び過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬の前提となる報酬見積りの算出根拠を検証した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査との報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制に関する事項

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 当社並びに子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役及び従業員に法令・定款の遵守を徹底するため「東北新社グループ行動規範」を制定する。更に、法令・定款等に違反又は違反が行われようとする行為を発見した場合の報告体制として「企業倫理相談窓口」(内部通報制度)を設置する。

② 取締役及び執行役員は、担当部門のコンプライアンスの実施状況を管理・監督し、従業員に対する時宜に応じた適切な研修体制を設ける。

③ 適正な会計に関する記録や報告を行うとともに、財務報告の信頼性を向上させるため、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を遵守し、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性の維持、向上を図る。

④ 反社会的勢力とは関係を遮断し、要求を受けた場合には毅然とした姿勢で組織的に対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、文書管理規程等に従い適切に保管及び管理(廃棄を含む)し、必要に応じて直ちに検索可能となる体制を構築する。

(3) 当社並びに子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社社長に直属する部署として内部監査室を設置し、内部監査室は、子会社を含め定期的に内部監査を実施する。

② 内部監査室は、法令・定款違反その他の事由による損失リスクが懸念される業務執行行為が発見された場合、発見されたリスクの内容及びそれがもたらす損失の程度について直ちに当社社長及び子会社社長に報告する。

③ 取締役及び従業員は、事業リスクマネジメント規程に基づき定期的に事業リスクの見直しを行い、その解消・軽減に取り組むものとする。

④ 不測の事態が発生した場合、危機管理規程に基づき対応手続を含む危機管理体制を整備し、迅速かつ適正な対応を行い、損害の拡大を防止し、被害を最小限にとどめる。

(4) 当社並びに子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行うため、定例の取締役会を毎月1回、更に、必要に応じて臨時に開催する。また、子会社においては会社法の定めに従い取締役会を開催する。

② 主要子会社社長を含め、情報の共有及び業務執行に係る重要事項の議論の場として、当社社長を議長とする経営連絡会議を原則毎月２回開催する。
③ 事業環境を踏まえ中期経営戦略を策定する。また、当社各部門及び子会社において年間活動計画を策定し、月次での業績報告を通じて計画に対する進捗状況の検証を行う。
④ 社内規程として、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程等を定め、取締役及び従業員の役割分担、職務分掌、指揮命令系統等を通じた効率的な業務執行を確保するための体制を整備する。

(5) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社から、毎月、業績及び業務上の重要事項に関する報告を受ける。また、業務が適正に実施されていることを確認するため、主要子会社の事業報告会を原則毎月１回開催する。

(6) 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び執行役員は、業務執行の適正性を確保するため、適切な管理・運営体制を構築する。
② 内部監査室は、内部監査を定期的に実施し、当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を検証する。内部監査の結果は、当社社長、監査役及び子会社社長に報告される。

(7) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及びその従業員の取締役からの独立性並びに監査役からの指示の実効性の確保に関する事項

監査役から要請があるときには、補助すべき従業員を置くこととする。同従業員の任命、評価、異動、賃金の改定については、監査役会の同意を得たうえで決定することとし、取締役からの独立性を確保する。なお、同従業員は当社の業務執行に係る役職を兼務しないものとする。

(8) 当社並びに子会社の取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 取締役及び従業員は、監査役会の定めるところに従い、必要な報告をする。
② 前項の報告事項として、主なものは次のとおりとする。
（イ）内部統制システム構築に係る部門の活動状況
（ロ）重要な会計方針、会計基準及びその変更
（ハ）業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
（ニ）「企業倫理相談窓口」（内部通報制度）の運用及び相談の内容

(9) 当社並びに子会社の取締役及び従業員が監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由にいかなる不利な取扱いを受けないことを確保するために、第三者を介さず直接監査役に報告することができる体制を構築する。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査の実施にあたって、監査役が独自の意見形成を行うために必要と認める費用は、前払費用や会計士、弁護士等の外部専門家を活用する費用を含め全額会社が負担する。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査体制の実効性を高めるため、監査役は経理部長、財務部長、経営管理部長及び内部監査室長並びに社外取締役、担当取締役及び執行役員と情報の交換を行うなど、連携に努める。

② 取締役及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。

③ 常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、稟議書等の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は従業員にその説明を求めるものとする。

④ 監査役は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の共有を行う。

6.業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の内部統制システムについては「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）の施行に伴い、平成27年5月15日に一部改訂を実施いたしました。

それに伴い「当社並びに子会社の取締役及び従業員が監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」の運用において、監査役に第三者を介さず直接報告することができるようにするため、平成27年11月1日から「監査役通報制度」を新たに導入いたしました。更に「当社並びに子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」の運用において、法令及び定款等に違反又は違反が行われようとする行為を発見した場合の通報先として、平成27年10月1日から新たに外部の相談窓口を追加いたしました。

当社では、原則として毎月２回開催される経営連絡会議に、主要子会社の代表取締役を交えて、当社グループ全体の業務執行について議論するとともに、当社の取

締役会に上程される議題について事前に審議し、取締役会において適正かつ合理的な意思決定を行っております。

また、当社グループでは各事業年度において、事業セグメント毎に事業リスクの評価を実施し、そのリスクについての対応方針を決定しております。

これらを踏まえ、当社の内部統制システムは適正に運用されているものと判断しております。

（注）本事業報告中の記載金額及び株式数は表示単位未満を切り捨て、比率については四捨五入しております。

連結貸借対照表

（平成28年 3月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**60,844,147**	**流動負債**	**20,982,702**
現金及び預金	30,838,836	支払手形及び買掛金	14,584,724
受取手形及び売掛金	16,165,793	短期借入金	1,720,000
有価証券	959,912	リース債務	570,987
映像使用権	5,828,721	未払法人税等	535,302
仕掛品	2,862,442	繰延税金負債	1,050
その他のたな卸資産	707,200	賞与引当金	724,634
繰延税金資産	2,587,602	その他	2,846,003
その他	936,630	**固定負債**	**4,800,352**
貸倒引当金	△42,993	リース債務	558,006
固定資産	**33,819,543**	繰延税金負債	1,935,893
有形固定資産	**19,213,942**	役員退職慰労引当金	384,761
建物及び構築物	4,699,062	退職給付に係る負債	1,853,312
機械装置及び運搬具	170,982	その他	68,378
土地	12,921,114	**負債合計**	**25,783,055**
リース資産	1,046,265	**純資産の部**	
その他	376,517	**株主資本**	**65,801,442**
無形固定資産	**2,374,016**	**資本金**	**2,487,183**
のれん	2,183,478	**資本剰余金**	**3,729,851**
その他	190,537	**利益剰余金**	**61,315,761**
投資その他の資産	**12,231,583**	**自己株式**	**△1,731,353**
投資有価証券	10,409,873	**その他の包括利益累計額**	**2,373,067**
長期貸付金	70,000	**その他有価証券評価差額金**	**2,573,241**
繰延税金資産	269,013	**繰延ヘッジ損益**	**△2,385**
その他	1,717,910	**為替換算調整勘定**	**158,890**
貸倒引当金	△235,214	**退職給付に係る調整累計額**	**△356,678**
		非支配株主持分	**706,125**
		純資産合計	**68,880,635**
資産合計	**94,663,690**	**負債純資産合計**	**94,663,690**

連結損益計算書

（平成27年 4月 1日から
平成28年 3月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**59,933,616**
売上原価		**46,266,962**
売上総利益		**13,666,654**
販売費及び一般管理費		**9,646,940**
営業利益		**4,019,714**
営業外収益		
受取利息	20,814	
受取配当金	97,624	
受取家賃	68,454	
経営指導料	128,433	
持分法による投資利益	89,516	
為替差益	75,376	
その他	59,923	540,142
営業外費用		
支払利息	48,963	
支払手数料	20,196	
不動産賃貸原価	8,067	
その他	1,298	78,526
経常利益		**4,481,331**
特別利益		
固定資産売却益	13,239	
段階取得に係る差益	88,288	101,527
特別損失		
固定資産売却損	27,543	27,543
税金等調整前当期純利益		**4,555,314**
法人税、住民税及び事業税	931,300	
法人税等調整額	728,711	1,660,012
当期純利益		**2,895,302**
非支配株主に帰属する当期純利益		113,863
親会社株主に帰属する当期純利益		**2,781,439**

連結株主資本等変動計算書

（平成27年 4月 1日から
平成28年 3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,487,183	3,729,851	59,298,447	△1,731,353	63,784,128
当期変動額					
剰余金の配当			△764,125		△764,125
親会社株主に帰属する当期純利益			2,781,439		2,781,439
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	2,017,313	-	2,017,313
当期末残高	2,487,183	3,729,851	61,315,761	△1,731,353	65,801,442

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	2,718,112	-	155,784	△34,927	2,838,970	484,809	67,107,908
当期変動額							
剰余金の配当							△764,125
親会社株主に帰属する当期純利益							2,781,439
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△144,871	△2,385	3,105	△321,751	△465,902	221,315	△244,586
当期変動額合計	△144,871	△2,385	3,105	△321,751	△465,902	221,315	1,772,727
当期末残高	2,573,241	△2,385	158,890	△356,678	2,373,067	706,125	68,880,635

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

（1）連結子会社の数	18社	株式会社オムニバス・ジャパン 株式会社二番工房 株式会社ソーダコミュニケーションズ 株式会社ティーエフシープラス 株式会社東北新社クリエイツ 株式会社ホワイトボックス 株式会社ファミリー劇場 株式会社プレイボーイ・チャンネル・ジャパン ナショナル物産株式会社 株式会社木村酒造 株式会社囲碁将棋チャンネル 株式会社ザ・シネマ 株式会社オフィスＰＡＣ 株式会社スター・チャンネル COSUCO INC. CENTE SERVICE CORP. 8981 INC. SHIMA CORP.
（2）非連結子会社の数	1社	ENTERTAINMENT ALIA, INC.

（連結の範囲の変更）

当連結会計年度から株式会社スター・チャンネルを連結子会社としております。これは、株式の追加取得によるものであります。

（連結の範囲から除いた理由）

ENTERTAINMENT ALIA, INC.の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも少額であり、連結計算書類に及ぼす影響は軽微なため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

（1）持分法適用の非連結子会社数	1社	ENTERTAINMENT ALIA, INC.
（2）持分法適用の関連会社数	6社	株式会社スーパーネットワーク 株式会社ヒストリーチャンネル・ジャパン 株式会社デジタルエッグ 株式会社ムラヤマ 株式会社釣りビジョン Raine Venture TM Co-Invest 2 LLC
（3）持分法非適用の関連会社数	2社	株式会社オレンジワークス 有限会社フィーニス

（持分法の適用の範囲の変更）

当連結会計年度から株式会社釣りビジョン及びRaine Venture TM Co-Invest 2 LLCを持分法適用の関連会社に含めております。これは株式会社釣りビジョンについては、当社が新たに株式会社釣りビジョン株式を取得したことにより、Raine Venture TM Co-Invest 2 LLCについては、当社子会社から当ファンドへ投資を行ったことにより関連会社に該当することとなったため、持分法適用の関連会社に含めることとしたものであります。

また、株式会社スター・チャンネルは株式の追加取得により持分が増加し、連結子会社となったことから当連結会計年度から持分法適用の範囲から除外しております。

（持分法を適用しない理由）

持分法を適用していない関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除いております。

（4）持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社ファミリー劇場、株式会社プレイボーイ・チャンネル・ジャパン、株式会社囲碁将棋チャンネル、COSUCO INC.、CENTE SERVICE CORP.、8981 INC.及びSHIMA CORP.の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

連結子会社のうち、株式会社スター・チャンネルの決算日は６月30日であります。連結計算書類の作成にあたっては、12月31日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を基礎としております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

(イ) 満期保有目的の債券…… 償却原価法（定額法）

(ロ) その他有価証券

時価のあるもの…… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの…… 移動平均法による原価法

② デリバティブ…… 時価法

③ たな卸資産

(イ) 映像使用権、製品及び仕掛品…… 主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(ロ) 商品…… 当社の商品については先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
連結子会社の商品については主として最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(ハ) 原材料…… 月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(ニ) 貯蔵品…… 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）…… 当社及び国内連結子会社は定率法を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。
ただし、当社及び国内連結子会社は平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	6～50年
機械装置及び運搬具	3～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

(イ) ソフトウエア…… 自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(ロ) ソフトウエア以外の無形固定資産…… 定額法（5年）

③ リース資産…… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金…… 売掛金、貸付金等債権の貸倒れに備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金…… 当社及び国内連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額を基礎に当連結会計年度に属する賞与計算対象期間が負担する金額を算出して計上しております。

③　役員退職慰労引当金…… 当社及び国内連結子会社3社は、役員退職慰労金の将来の支出に備えるため、所定の規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

また、当社及び国内連結子会社3社は、執行役員の退任時の退職一時金支出に備えるため、所定の規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、振当処理したものを除き、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

①　ヘッジ会計の方法…… 原則として繰延ヘッジ処理によっております。
なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

②　ヘッジ手段とヘッジ対象

（イ）ヘッジ手段…… 為替予約

（ロ）ヘッジ対象…… 外貨建営業債務及び外貨建予定取引

③　ヘッジ方針…… デリバティブ取引に関する社内権限規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクを対象債務の範囲内でヘッジしております。

④　ヘッジ有効性評価の方法…… ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件は同一であり、高い有効性があるとみなされるため、検証を省略しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10～20年の均等償却を行っております。

(8) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項(4)、連結会計基準第44－５項(4)及び事業分離等会計基準第57－４項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

表示方法の変更

（連結損益計算書）

前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「為替差益」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記しております。

なお、前連結会計年度の「為替差益」は、12,203千円であります。

前連結会計年度において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「不動産賃貸原価」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記しております。

なお、前連結会計年度の「不動産賃貸原価」は、2,449千円であります。

追加情報

（法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額修正）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から平成28年４月１日に開始する連結会計年度及び平成29年４月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については30.9%に、平成30年４月１日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産は118,262千円、繰延税金負債は101,410千円、それぞれ減少し、法人税等調整額は70,012千円、その他有価証券評価差額金は59,256千円、それぞれ増加しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

長期性預金（投資その他の資産「その他」）　20,000千円

上記長期性預金については、支払手形及び買掛金14,099千円の担保として質権設定しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額　8,390,836千円

連結損益計算書に関する注記

段階取得に係る差益

株式会社スター・チャンネルの株式の段階取得に伴い発生したものであります。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び数

普通株式　46,735,334株

2. 剰余金の配当に関する事項

（1）配当金支払額

決　議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月26日定時株主総会	普通株式	千円 764,125	円 17	平成27年3月31日	平成27年6月29日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの（平成28年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当を次のとおり提案する予定であります）

決　議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
平成28年6月29日定時株主総会	普通株式	千円 764,125	利益剰余金	円 17	平成28年3月31日	平成28年6月30日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループにおいては、資金運用は、安全性を重視し市場リスクが低い短期の預金等に限定しております。また、資金調達は、銀行借入による方針であります。デリバティブ取引は、外貨建営業債務の為替変動リスクをヘッジするために利用し、投機目的の取引は行わない方針としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスク等に晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、主に、取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であります。これらは、市場リスク、発行体の信用リスク等に晒されております。これらのリスクについては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。また、満期保有目的の債券以外については、取引先企業との取引関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、その一部に外貨建てのものがありますが、原則として、先物為替予約を利用して為替変動リスクをヘッジしております。

短期借入金は、主に営業取引に係る資金調達を目的としたものであります。

支払手形及び買掛金、借入金は、流動性リスク等に晒されておりますが、当社グループでは、各社が資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

デリバティブ取引は、外貨建営業債務に係る為替変動リスクのヘッジを目的とした先物為替予約取引であり、一般に、市場リスク及び信用リスク等を内包しております。市場リスクについては、上記の限定的な目的でのみデリバティブ取引を利用しているため、過大なリスクを負担することはないと認識しております。また、信用リスクについては、信用度の高い大手銀行のみを取引相手としているため、相手先の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。なお、デリバティブ取引については、為替リスク管理方針の決定に基づき社内権限規程に則って執行し、取引の実行及び管理は経理部が行い、取引結果を担当取締役に報告しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めておりません。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額（*1）	時価（*1）	差額
（1）現金及び預金	30,838,836	30,838,836	－
（2）受取手形及び売掛金	16,165,793	16,163,643	
貸倒引当金(*2)	△42,635	△42,635	
	16,123,157	16,121,007	2,150
（3）有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	705,269	705,427	157
②その他有価証券	6,564,409	6,564,409	－
（4）支払手形及び買掛金	（14,584,724）	（14,575,583）	△9,140
（5）短期借入金	（1,720,000）	（1,720,000）	－
（6）デリバティブ取引	（235）	（235）	－

（*1）負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

（*2）受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

（1）現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（2）受取手形及び売掛金

一定の期間ごとに区分した債権ごとに、その将来キャッシュ・フローを、取引金融機関から提示されたリスクフリーレートに信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（3）有価証券及び投資有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券及び投資信託は取引金融機関から提示された価格によっております。

（4）支払手形及び買掛金

一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローを、取引金融機関から提示されたリスクフリーレートに信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

なお、為替予約の振当処理の対象としている外貨建買掛金については、為替予約で固定された円貨の将来キャッシュ・フローを使用しております。

（5）短期借入金(一年内返済予定長期借入金を除く)

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（6）デリバティブ取引

デリバティブ取引はすべて為替予約の振当処理の要件を満たし、ヘッジ対象としている外貨建買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該買掛金の時価に含めて記載しております（上記（4）参照）。

2. 非上場株式(連結貸借対照表計上額4,100,107千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(3) 有価証券及び投資有価証券 ②その他有価証券」には含めておりません。

企業結合等に関する注記

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

（1）被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称　　株式会社スター・チャンネル（以下「スター・チャンネル」という）

事業内容　　ＢＳデジタル衛星を使用した映画専門放送局の運営・配信

（2）企業結合を行った主な理由

スター・チャンネルは、ＢＳ３チャンネルを保有する基幹放送事業者で、プレミアム映画専門チャンネルとして、ハリウッドメジャーの最新メガヒット作品を中心とした映画を放送しております。当社は、昭和61年３月の事業開始から主要株主として当該事業に参画してまいりましたが、この度、株式を追加取得し、スター・チャンネルを子会社化することで、経営基盤の強化と経営判断の迅速化等を図り、更なる企業価値の向上を目指すこととしたためであります。

（3）企業結合日

平成27年10月１日(みなし取得日)

（4）企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

（5）結合後企業の名称

変更はありません。

（6）取得した議決権比率

企業結合日直前に所有していた議決権比率	50.0%
企業結合日に追加取得した議決権比率	10.0%
取得後の議決権比率	60.0%

（7）取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が、現金を対価とする株式の取得により議決権の過半数を取得したためであります。

2. 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

みなし取得日を平成27年10月１日としているため、被取得企業の業績の期間は平成27年10月１日から平成27年12月31日となります。

なお、被取得企業の決算日は６月30日であるため、連結計算書類の作成にあたっては、当連結会計年度末の３ヶ月前である平成27年12月31日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を基礎としております。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

企業結合直前に所有していた株式の企業結合日における時価	1,600,024千円
企業結合日に追加取得した株式の時価	319,948千円
取得原価	1,919,972千円

4. 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

段階取得に係る差益　　88,288千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

（1）発生したのれんの金額

1,758,793千円

（2）発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力の合理的な見積りにより発生しております。

（3）償却方法及び償却期間

20年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	2,515,439千円
固定資産	166,090千円
資産合計	2,681,530千円
流動負債	2,307,859千円
固定負債	105,038千円
負債合計	2,412,898千円

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額　1,516円82銭

2. 1株当たり当期純利益　61円88銭

（注）記載金額は表示単位未満を切り捨て、比率については四捨五入しております。

貸借対照表

（平成28年 3月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**40,436,342**	**流動負債**	**16,057,729**
現金及び預金	19,686,873	買掛金	11,588,911
受取手形	91,349	短期借入金	1,200,000
売掛金	12,126,736	リース債務	320,221
映像使用権	3,393,534	未払金	525,914
商品	106,411	未払費用	181,785
仕掛品	2,118,386	未払法人税等	318,112
原材料及び貯蔵品	75,638	前受金	1,161,692
繰延税金資産	2,269,157	賞与引当金	415,707
その他	568,508	その他	345,385
貸倒引当金	△253	**固定負債**	**4,115,235**
固定資産	**30,782,139**	リース債務	151,679
有形固定資産	**16,144,045**	繰延税金負債	1,691,463
建物	3,936,324	退職給付引当金	748,247
構築物	34,165	役員退職慰労引当金	333,867
機械及び装置	61,753	債務保証損失引当金	202,391
車両運搬具	14,382	長期預り保証金	972,835
工具、器具及び備品	260,847	その他	14,749
土地	11,267,787	**負債合計**	**20,172,965**
リース資産	568,785	**純資産の部**	
無形固定資産	**92,452**	**株主資本**	**48,614,560**
のれん	3,851	**資本金**	**2,487,183**
ソフトウエア	57,672	**資本剰余金**	**3,732,826**
リース資産	15,807	資本準備金	3,732,826
その他	15,121	**利益剰余金**	**44,122,668**
投資その他の資産	**14,545,641**	利益準備金	25,354
投資有価証券	6,060,926	その他利益剰余金	44,097,313
関係会社株式	6,734,019	固定資産圧縮積立金	2,345,173
関係会社長期貸付金	1,378,000	別途積立金	34,033,079
その他	983,505	繰越利益剰余金	7,719,060
貸倒引当金	△610,810	**自己株式**	**△1,728,117**
		評価・換算差額等	**2,430,956**
		その他有価証券評価差額金	**2,433,342**
		繰延ヘッジ損益	**△2,385**
		純資産合計	**51,045,516**
資産合計	**71,218,481**	**負債純資産合計**	**71,218,481**

損　益　計　算　書

（平成27年 4月 1日から
平成28年 3月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		**40,235,137**
売上原価		**32,983,598**
売上総利益		**7,251,538**
販売費及び一般管理費		**5,530,606**
営業利益		**1,720,931**
営業外収益		
受取利息	28,013	
受取配当金	1,128,211	
不動産賃貸料	1,307,757	
経営指導料	638,566	
その他	107,545	3,210,093
営業外費用		
支払利息	39,548	
不動産賃貸原価	242,622	
支払手数料	20,196	
債務保証損失引当金繰入額	1,760	
その他	250	304,377
経常利益		**4,626,647**
特別利益		
固定資産売却益	11,816	11,816
特別損失		
固定資産売却損	27,623	27,623
税引前当期純利益		**4,610,840**
法人税、住民税及び事業税	542,863	
法人税等調整額	771,282	1,314,146
当期純利益		**3,296,694**

株主資本等変動計算書

（平成27年 4月 1日から
平成28年 3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金				
				固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,487,183	3,732,826	25,354	2,310,309	34,033,079	5,221,355	△1,728,117	46,081,991
当期変動額								
剰余金の配当						△764,125		△764,125
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の増加				57,250		△57,250		-
固定資産圧縮積立金の取崩				△22,387		22,387		-
当期純利益						3,296,694		3,296,694
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	34,863	-	2,497,705	-	2,532,568
当期末残高	2,487,183	3,732,826	25,354	2,345,173	34,033,079	7,719,060	△1,728,117	48,614,560

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,606,532	-	2,606,532	48,688,524
当期変動額				
剰余金の配当				△764,125
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の増加				-
固定資産圧縮積立金の取崩				-
当期純利益				3,296,694
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△173,190	△2,385	△175,576	△175,576
当期変動額合計	△173,190	△2,385	△175,576	2,356,992
当期末残高	2,433,342	△2,385	2,430,956	51,045,516

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式…… 移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの…… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの…… 移動平均法による原価法

（2）デリバティブ…… 時価法

（3）たな卸資産

① 映像使用権及び仕掛品…… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 商品…… 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

③ 原材料…… 月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

④ 貯蔵品…… 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）…… 定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建　　物　6～50年

工具、器具及び備品　2～20年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

① のれん…… 5年の均等償却を行っております。

② ソフトウエア…… 自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

（3）リース資産…… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金…… 売掛金、貸付金等債権の貸倒れに備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金…… 従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額を基礎に当事業年度に属する賞与計算対象期間が負担する金額を算出して計上しております。

(3) 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
また、執行役員の退任時の退職一時金支出に備えるため、当社所定の規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金……役員退職慰労金の将来の支出に備えるため、当社所定の規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(5) 債務保証損失引当金……債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を個別に勘案し、損失負担見込額を計上しております。

4. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、振当処理したものを除き、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. ヘッジ会計の方法
(1) ヘッジ会計の方法……原則として繰延ヘッジ処理によっております。
なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象
① ヘッジ手段……為替予約
② ヘッジ対象……外貨建営業債務及び外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針……デリバティブ取引に関する社内権限規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクを対象債務の範囲内でヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法……ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件は同一であり、高い有効性があるとみなされるため、検証を省略しております。

6. 退職給付に係る会計処理の方法
計算書類において、未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。個別貸借対照表上、退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額から、年金資産の額を控除した額を退職給付引当金に計上しております。

7. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号 平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項(4)及び事業分離等会計基準第57－４項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

長期性預金（投資その他の資産「その他」）　20,000千円

上記長期性預金については、買掛金14,099千円の担保として質権設定しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額　6,185,385千円

3. 保証債務

次の会社の金融機関からの借入金に対し、債務保証を行っております。

株式会社プレイボーイ・チャンネル・ジャパン	57,608千円
株式会社木村酒造	10,000千円
合　計	67,608千円

（注）上記金額については、債務保証額から債務保証損失引当金を控除した金額を記載しております。

4. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	2,957,475千円
短期金銭債務	856,520千円
長期金銭債務	963,504千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引	
売　上　高	10,924,595千円
仕　入　高	4,424,435千円
販売費及び一般管理費	614,384千円
営業取引以外の取引	2,981,153千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式　1,786,779株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

繰延税金資産（流動）	
映像使用権償却	2,009,933
賞与引当金	128,453
その他	130,938
繰延税金資産（流動）小計	2,269,325
評価性引当額	△167
繰延税金資産（流動）合計	2,269,157
繰延税金資産（流動）の純額	2,269,157
繰延税金資産（固定）	
投資有価証券評価損	113,073
貸倒引当金	186,907
債務保証損失引当金	61,931
退職給付引当金	228,976
役員退職慰労引当金	102,163
その他	176,746
繰延税金資産（固定）小計	869,799
評価性引当額	△486,547
繰延税金資産（固定）合計	383,251
繰延税金負債（固定）	
固定資産圧縮積立金	△1,034,328
その他有価証券評価差額金	△1,038,560
その他	△1,826
繰延税金負債（固定）合計	△2,074,715
繰延税金負債（固定）の純額	△1,691,463

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

（単位：%）

法定実効税率	33.1
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.9
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△7.6
税率変更による期末繰延税金資産・負債の減額修正	1.5
その他	△0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.5

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から平成28年４月１日に開始する事業年度及び平成29年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%とな

ります。
　この税率変更により、繰延税金資産は107,363千円、繰延税金負債は93,847千円、それぞれ減少し、法人税等調整額は71,165千円、その他有価証券評価差額金は57,697千円、それぞれ増加しております。

リースにより使用する固定資産に関する注記

　貸借対照表に計上した固定資産のほか、編集用設備、放送送出設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 千円	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 %	関係内容		取引の内容	取引金額 千円	科目	期末残高 千円
						役員の兼任等	業務上の関係				
子会社	株式会社オムニバス・ジャパン	東京都港区	10,000	デジタルプロダクション業務等	(所有)直接 100.0	役員3名	デジタルプロダクション業務委託等	不動産の賃貸	930,843	前受収益	83,536
										長期預り保証金	907,536
関連会社	株式会社スーパーネットワーク	東京都港区	370,000	委託放送事業	(所有)直接 50.0	役員3名	映像コンテンツ販売等	映像コンテンツ販売等	2,211,205	売掛金	1,108,939

（注）1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
（1）株式会社オムニバス・ジャパンへの不動産の賃貸は、近隣の実勢金額を参考にして決定しております。
（2）株式会社スーパーネットワークへの映像コンテンツ販売等は、第三者たる一般取引先と同様の条件によっております。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額　1,135円64銭

2. 1株当たり当期純利益　73円34銭

（注）記載金額は表示単位未満を切り捨て、比率については四捨五入しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月23日

株式会社東北新社
取　締　役　会　　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　川　島　繁　雄　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　長　沼　洋　佑　㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東北新社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東北新社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月23日

株式会社東北新社
取　締　役　会　　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　川　島　繁　雄　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　長　沼　洋　佑　㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東北新社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第54期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
   (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
   (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
   ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
   子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
   ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、監視及び検証いたしました。
   なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
   ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果
   (1) 事業報告等の監査結果
   ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
   ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
   ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容及びその運用状況は相当であると認めます。
   また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
   (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
   会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
   (3) 連結計算書類の監査結果
   会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月25日

株式会社東北新社　監査役会

常勤監査役　吉田雅之　㊞
常勤監査役　渡辺繁和　㊞
社外監査役　上田正人　㊞
社外監査役　宮永軌雄　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

期末配当につきましては、継続的かつ安定的な配当の維持を基本方針とし、今後の事業の成長に必要な内部留保及び財務状況等を総合的に勘案いたしまして、普通配当14円に平成28年4月に当社創立55周年を迎えたことから記念配当3円を上乗せして、1株につき17円といたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
   金銭といたします。

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
   当社普通株式 1株につき金17円（普通配当14円、記念配当3円）
   なお、この場合の配当総額は764,125,435円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日
   平成28年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案　定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図ること等を目的として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

それに伴う所要の変更と事業内容の多様化に対応するため、事業目的を追加いたします。

また、改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員の範囲が変更されたため、併せて所要の変更を行います。当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

なお、本議案の定款変更につきましては、本総会終結の時をもって効力が生じるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分であります）

現　行　定　款	変　更　案
（目的） 第2条　当会社は、下記の業務を営むことを目的とする。 1.～10.（条文省略） （新　設） 11.～28.（条文省略）	（目的） 第2条　当会社は、下記の業務を営むことを目的とする。 1.～10.（現行どおり） 11. インターネット等を利用した映像、音声等の配信並びに会員制サービスに関する企画、制作及び運営 12.～29.（現行どおり）
（機関） 第4条　当会社は、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人	（機関） 第4条　当会社は、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。 1. 取締役会 （削　除） 2. 監査等委員会 3. 会計監査人
（取締役の員数） 第18条　当会社の取締役は15名以内とする。 （新　設）	（取締役の員数） 第18条　当会社の取締役は15名以内とする。 2　前項の取締役のうち、監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という）は、５名以内とする。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（取締役の選任） 第19条　　（新　設）	（取締役の選任） 第19条　当会社の取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。
当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使できる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。	2　取締役の選任決議については、株主総会において議決権を行使できる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
2　取締役の選任決議については、累積投票によらない。	3　取締役の選任決議については、累積投票によらない。
（取締役の任期） 第20条　取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。	（取締役の任期） 第20条　取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。
（新　設）	2　前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。
（新　設）	3　補欠により選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了するときまでとする。
（新　設）	4　補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始のときまでとする。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（代表取締役及び役付取締役） 第21条　取締役会はその決議によって、当会社を代表する取締役を選定する。 2　取締役会はその決議によって、取締役の中から社長１名を選定し、必要に応じ取締役会長１名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。	（代表取締役及び役付取締役） 第21条　取締役会はその決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く）の中から当会社を代表する取締役を選定する。 2　取締役会はその決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く）の中から社長１名を選定し、必要に応じ取締役会長１名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。
（取締役会の招集通知） 第23条　取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。	（取締役会の招集通知） 第23条　取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。
（取締役会の決議） 第25条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数によって行う。 2　議決に加わることができる取締役の全員が、取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。	（取締役会の決議） 第25条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数によって行う。 2　議決に加わることができる取締役の全員が、取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
（新　設）	（業務執行の決定の取締役への委任） 第26条　当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（取締役の報酬等） 第26条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。	（取締役の報酬等） 第27条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。
（取締役の責任免除） 第27条　当会社は取締役会の決議をもって法令の定める限度において、取締役の責任を免除することができる。 2　当会社は社外取締役との間で法令の定める限度まで、社外取締役の責任を限定する契約を締結することができる。	（取締役の責任免除） 第28条　当会社は取締役会の決議をもって法令の定める限度において、取締役の責任を免除することができる。 2　当会社は取締役（業務執行取締役であるものを除く）との間で法令の定める限度まで、その責任を限定する契約を締結することができる。
第5章　　監査役及び監査役会	（削　除）
（監査役の員数） 第28条　当会社の監査役は3名以上とする。	（削　除）
（監査役の選任） 第29条　当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。	（削　除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（監査役の任期） 第30条　監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。 2　補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。 3　補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始のときまでとする。	（削　除）
（常勤の監査役） 第31条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	（削　除）
（監査役会の招集通知） 第32条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。	（削　除）
（監査役会規程） 第33条　監査役会に関する事項については、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（削　除）
（監査役の報酬等） 第34条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削　除）
（監査役の責任免除） 第35条　当会社は取締役会の決議をもって法令の定める限度において、監査役の責任を免除することができる。 2　当会社は社外監査役との間で法令の定める限度まで、社外監査役の責任を限定する契約を締結することができる。	（削　除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新　設）	第5章　　監査等委員会
（新　設）	（監査等委員会の招集通知） 第29条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。
（新　設）	（監査等委員会規則） 第30条　監査等委員会に関する事項については、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。
第36条～第39条　（条文省略）	第31条～第34条　（現行どおり）
（新　設）	付　則
（新　設）	（監査役の責任免除に関する経過措置） 1　当会社は、第54回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第426条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
（新　設）	（社外監査役の責任限定に関する経過措置） 2　当会社は、第54回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において限定することができる。

第3号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行し、取締役9名全員は定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	植村　徹（うえむら　てつ） （昭和37年3月5日生）	昭和63年11月　当社入社 平成 4 年 2 月　当社映像事業本部副本部長 平成 5 年 3 月　当社取締役 平成 6 年 7 月　当社映像事業本部長 平成 7 年 4 月　当社常務取締役 平成16年 6 月　当社取締役 兼 上席常務執行役員 平成18年 6 月　当社専務取締役 平成20年 6 月　当社取締役副社長 平成21年 6 月　当社代表取締役副社長 平成21年 6 月　株式会社スーパーネットワーク代表取締役会長（現任） 平成22年 6 月　当社代表取締役社長（現任）	8,667,146株
2	二宮清隆（にのみやきよたか） （昭和34年4月29日生）	平成12年 5 月　当社入社 平成12年 8 月　当社取締役 平成13年 6 月　当社映像事業本部副本部長 平成13年11月　当社常務取締役 平成15年 6 月　当社取締役 兼 執行役員上席常務 平成16年 6 月　当社取締役 兼 上席常務執行役員 平成18年 6 月　当社常務取締役 平成21年 6 月　当社専務取締役 平成22年 6 月　株式会社オムニバス・ジャパン代表取締役会長 平成22年 6 月　当社代表取締役副社長（現任）	45,820株
3	中島信也（なかじましんや） （昭和34年1月15日生）	昭和57年 4 月　当社入社 平成 7 年 4 月　当社取締役 平成 8 年 1 月　当社ＣＭ本部企画演出部長 平成15年 6 月　当社取締役 兼 執行役員上席常務 平成16年 6 月　当社取締役 兼 上席常務執行役員 平成18年 6 月　当社専務取締役 平成23年 6 月　当社取締役専務執行役員 平成27年 6 月　当社取締役上席専務執行役員（現任）	42,800株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	山村 哲（やまむら さとし） （昭和27年12月18日生）	昭和53年7月 当社入社 昭和61年1月 株式会社二番工房 移籍 平成7年1月 同社取締役制作部長 平成11年4月 同社取締役制作本部長 平成13年8月 同社常務取締役 平成14年1月 同社代表取締役社長 平成23年6月 当社上席常務執行役員 平成24年6月 当社取締役上席常務執行役員 平成27年6月 当社取締役専務執行役員（現任）	17,600株
5	土藤 敏治（つち ふじ としはる） （昭和31年6月19日生）	昭和54年3月 当社入社 平成13年1月 当社社長室部長 平成13年10月 当社経営管理部長 平成15年6月 当社執行役員 平成16年6月 当社常務執行役員 平成17年6月 当社上席執行役員 平成21年6月 当社取締役 平成23年6月 当社取締役上席常務執行役員（現任）	19,200株
6	岡本 光正（おかもと こうせい） （昭和30年8月29日生）	昭和54年3月 当社入社 平成7年7月 当社映像事業本部副本部長 平成10年1月 当社取締役 平成17年6月 当社取締役 兼 常務執行役員 平成18年6月 当社常務取締役 平成23年3月 株式会社ザ・シネマ 代表取締役社長 平成23年3月 株式会社囲碁将棋チャンネル 代表取締役社長（現任） 平成23年6月 当社上席常務執行役員 平成24年6月 当社取締役上席常務執行役員（現任）	26,600株

（注）1. 略歴欄に記載の平成13年3月以前の「当社」は、額面変更のための合併により消滅した、実質上の存続会社である株式会社東北新社を示しております。
2. 現に当社の取締役である取締役候補者の場合、地位、担当及び重要な兼職の状況は、上記のほか事業報告中の「3. 会社役員に関する事項」に記載のとおりであります。
3. 当社は植村徹氏及び岡本光正氏が上記略歴欄記載の代表取締役を現任している会社との間で、業務委託や映像使用権売買等の取引をしております。

第4号議案　監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	渡辺 繁和（わたなべ しげかず） （昭和22年8月2日生）	平成11年1月　当社入社 平成13年12月　当社内部監査室 室長 平成15年6月　当社執行役員 平成15年7月　当社財務・経理統括部長 兼 財務部長 兼 システム部担当 平成16年6月　当社常務執行役員 平成17年6月　当社上席執行役員 平成21年7月　当社財務・経理統括部長 兼 財務部長 兼 情報システム部担当執行役員 平成25年6月　当社常勤監査役（現任）	12,800株
2	小野 直路（おの なおじ） （昭和22年8月4日生）	昭和46年4月　日本放送協会入局 平成8年6月　番組制作局科学番組部長 平成15年6月　衛星ハイビジョン局担当局長 平成17年4月　理事 平成19年6月　株式会社ＮＨＫエンタープライズ 常務取締役 平成20年4月　株式会社ＮＨＫプラネット 代表取締役社長 平成20年6月　株式会社ＮＨＫエンタープライズ 代表取締役社長 平成23年2月　日本放送協会副会長 平成26年6月　日本ハーデス株式会社 社外取締役（現任） 平成27年6月　当社取締役（現任）	－
3	上田 正人（うえだ まさひと） （昭和15年10月30日生）	昭和38年4月　株式会社東京放送入社 昭和57年9月　同社ラジオ局第二制作部副部長 平成7年2月　同社テレビ編成局編成部専任部長 平成12年10月　定年により同社退職 平成21年6月　当社監査役（現任）	－

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	宮永軌雄 (みやながみちお) (昭和13年10月3日生)	昭和37年4月　株式会社岩波映画製作所入社 昭和39年4月　財団法人日本科学技術振興財団テレビ事業本部(現 株式会社テレビ東京)勤務 平成2年4月　テレビ愛知株式会社出向　編成局長 平成7年6月　株式会社テレビ東京メディアネット出向 常務取締役 平成16年4月　プランダス株式会社取締役(現任) 平成23年6月　当社監査役(現任)	－

(注) 1. 略歴欄に記載の平成13年3月以前の「当社」は、額面変更のための合併により消滅した、実質上の存続会社である株式会社東北新社を示しております。
2. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 宮永軌雄氏が取締役を現任しているプランダス株式会社と当社との間で、少額の映像使用権売買等の取引をしております。
4. 小野直路氏、上田正人氏及び宮永軌雄氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
5. 小野直路氏、上田正人氏及び宮永軌雄氏は長年にわたり放送メディア業界に携わっており豊富な知識と経験を有していることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。なお、上田正人氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
6. 小野直路氏が当社の取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって1年となります。
7. 各監査等委員である取締役候補者が監査等委員である取締役として就任された場合には、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法令の限度内で締結する予定であります。
8. 小野直路氏、上田正人氏及び宮永軌雄氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第5号議案　補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、補欠の監査等委員である取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

当該補欠の監査等委員である取締役候補者の就任の順序は、候補者番号の順といたしたいと存じます。

本議案につきましては監査役会の同意を得ております。また、選任の効力は就任前に限り、監査等委員会の同意を得て取締役会の決議によって、その効力を取り消すことができるものといたします。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	国東孝次（くにとうたかつぐ） （昭和16年7月28日生）	昭和39年4月　株式会社博報堂入社 昭和55年3月　同社第二制作室ＣＭチーフディレクター 平成2年4月　同社第二制作室プロデュース部プロデュースディレクター 平成8年4月　同社MD計画管理室チーフマネジメントディレクター 平成13年7月　定年により同社退職	－
2	関一由（せきかずよし） （昭和24年3月30日生）	昭和44年4月　株式会社フジテレビジョン入社 平成6年7月　同社編成局映画企画室デスク担当部長 平成13年7月　同社編成制作局映画部長 平成15年6月　同社映画事業局次長 平成21年4月　日本映画衛星放送株式会社出向業務部長 平成22年4月　同社管理部長 平成23年4月　同社執行役員 平成24年9月　同社参与 平成26年5月　株式会社テレプロ取締役（現任）	－

（注）1. 各補欠の監査等委員である取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各補欠の監査等委員である取締役候補者は、補欠の監査等委員である社外取締役として選任する者であります。
3. 国東孝次氏は広告業界、関一由氏は放送メディア業界にそれぞれ長年にわたり携わっており豊富な知識と経験を有していることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
4. 各補欠の監査等委員である取締役候補者が監査等委員である社外取締役として就任された場合には、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法令の限度内で締結する予定であります。

第6号議案　退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

これに伴い、本総会終結の時をもって任期満了により、取締役を退任されます嶋元勧治氏及び小坂恵一氏並びに監査役を退任されます吉田雅之氏、渡辺繁和氏、上田正人氏及び宮永軌雄氏に対し、在任中の功労に報いるため当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等につきましては、退任取締役は取締役会に、退任監査役は監査等委員である取締役の協議にそれぞれご一任いただきたいと存じます。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

退任取締役及び退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏　名	略　歴
嶋　元　勧　治	平成27年 6月　当社取締役 (現任)
小　坂　恵　一	平成27年 6月　当社取締役 (現任)
吉　田　雅　之	平成21年 6月　当社常勤監査役 (現任)
渡　辺　繁　和	平成25年 6月　当社常勤監査役 (現任)
上　田　正　人	平成21年 6月　当社監査役 (現任)
宮　永　軌　雄	平成23年 6月　当社監査役 (現任)

第7号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社の取締役の報酬等の額は、平成23年6月29日開催の第49回定時株主総会において年額300百万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、現在の報酬等の額の定めを廃止したうえで、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する報酬等の額を、経済情勢その他諸般の事情を考慮のうえ、年額500百万円以内と設定することにつきご承認をお願いいたしたいと存じます。また、当該報酬等の額には、取締役兼務執行役員の執行役員としての報酬を含むものといたします。

現在の取締役は9名でありますが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は6名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

第8号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役に対する報酬等の額を、経済情勢その他諸般の事情を考慮のうえ、年額50百万円以内と設定することにつきご承認をお願いいたしたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は4名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

以　上

株主総会会場ご案内図

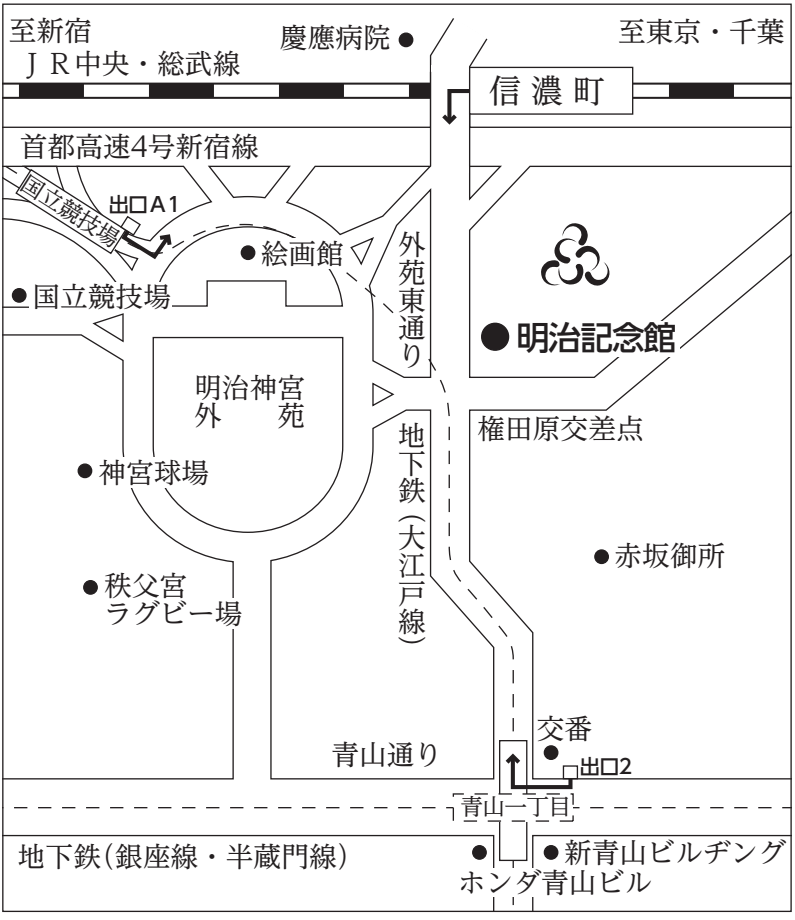

○　会　　場　　東京都港区元赤坂二丁目2番23号
明治記念館　1階 曙の間
電話　東京(03)3403−1171（大代表）

○　最 寄 駅　　ＪＲ（中央・総武線）信濃町駅（改札口を出て左方向へ徒歩約4分）
地下鉄（銀座線・半蔵門線・大江戸線）青山一丁目駅（出口2を出て交番を右折、徒歩約8分）
地下鉄（大江戸線）国立競技場駅（出口Ａ1を出て、徒歩約8分）

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。